

広島県告示第百九十三号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十七条第三項の規定によって、次のとおり障害者就業・生活支援センターの名称等を変更した旨の届出があった。

平成二十七年四月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	変更事項		変更年月日
	新	旧	
一般社団法人 備北地域生活 支援協会	事務所の 所在地	三次市十日市東三丁目 一四番一号	三次市十日市東三丁目 一四番二五号
			平成二七年 四月一日